

下川町が意欲的な議会基本条例を制定 「町民とともに育てる条例」明記して

下川町議会では、二〇一五年度以降、「①議会の機能充実」「②議員の政策能力の向上」「③議会の見える化」を柱として、議会活性化の取り組みが行われてきました。具体的には、①町民意見交換会（井戸ばた会議）、政策提言、議選監査委員廃止、答弁事項進捗状況調査制度導入、②一般質問答弁要旨の当該議員配布、政務活動費廃止、全員協議会（町長依頼）による事前説明、③本会議の録画配信、議会モニター意見を拝聴、等です。

こうした取り組みの下で、今後の議会活動の指針とする議会基本条例（以下「基本条例」といいます。）を策定し、二〇二一年第一回議定例会で議員発議し議決されました。施行日は二〇二一年四月一日となっています。

基本条例の前文には「議会は、町の意思決定機関を意識して、町民の意思を的確に把握して最も有益な結論に導いていく責務を有します。この責務を果たすため、開かれた議会、切磋琢磨する議会、自由に活発な議論が展開される議会、政策提言ができる議会、町民の声を行政に反映する議会をめざします。（概説）」とし、これらの理念は下川町自治基本条例に定める議会の理念に基づいています。

基本条例の主な構成について、議会及び議員の活動原則では、議会は議員の合議機関であり、公平性及び透明性等を確保すること、議決に対する説明責任が果たせるよう資質の向上に積極的に取

り組みます。また、議会の会期を通年化して、議会の主体性を高めるとともに議長及び副議長を選出する際は、議場にて所信表明を行い、選出に係る過程の透明化を図ります。

有権者である町民に議会の活動状況を伝えるため、「議会白書」を作成し、議会の自己評価を行い、一年ごとに公表します。このことにより、議会は町民から評価される立場として、二元代表制の一翼を担う議会としての緊張感と責務が生じます。

これらの責務を果たすために、議員は自らを律する必要がある、「議員報酬」の改正には、議会として附属会議を設置するなどして町民意向等の把握を前提に議員提案するとともに、然るべき時期に「議員の政治倫理」を定める旨を規定しています。

町長は、執行者として二元代表制の一翼を担いますが、議会との対等な議論を展開するために「反問権」が設定され、議員の一般質問において趣旨等を確認することができます。議員が一般質問に臨む姿勢と論点の整理が問われます。

今後、執行者と議論すべき事項として、「通報者等の保護」を規定しました。町政の公正を妨げ町に不利益が及ぶ内容を議会に通報した者を議会として保護し必要に応じて調査するものです。議会には法の定めによって調査権を行使することができますが、執行者が解決しなければならぬことに原因があるかもしれません。将来的に町の条

例として制定することが望まれます。

町民の意思を把握するために従前は会場に集まっていた方法をとっていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、中会場、少人数の会場に向いていくことも視野に入れていきます。効率よりも把握の効果を高めることを優先したいと考えています。

基本条例の肝は、「基本条例を町民とともに育てる」ことです。これは神原勝・北海道大学名誉教授のご助言によるものです。基本条例の策定では「元々基本条例案を策定しなければならぬ」と思いがちですが、情勢が刻々と変化する多様なこの時代に全能なる基本条例を策定することは困難が伴います。一方、策定したことに満足して基本条例の運用がおろそかになることがあるかもしれません。基本条例の目的が果たされているか、一年ごとに検証して必要と判断したときは基本条例を改正することとしています。

人口減少や経済の縮小が避けられない地域において、議会が住民の意思を十分に汲みながら執行者である町長とともに切磋琢磨して、議会として最良な判断が求められます。あきらめることなく少しでも前に進もうとする努力の継続が地域の将来を良い方向に導くものと考えています。そのため議会には不

断の議会改革に努めなければなりません。神原先生には、基本条例の素案段階から成案に至る過程において子細にわたりご指導いただきました。また、廣瀬克哉・法政大学副学長にはリモートによりご講演いただき「通年議会」導入に係る議員各位の懸念が払拭され、検討スピードが加速しました。芽室町議会議員の皆様には初のリモートによる、町村議員同士の意見交換が実現し、基本条例制定の機運が一気に高まりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

＜こや ひろひこ＞ 下川町議会議務局長